資料－６

合流式下水道の改善対策の方向性について（案）

―― 合流改善対策に関する基本方針骨子 ――

１．基本的考え方

①対策の基本的方向

・合流式下水道の採用都市（192 都市）全てが必要な措置を講ずることを原則
・施設の改善等ハード対策と、モニタリング、住民参加等のソフト対策の併用
・当面の改善目標の設定と、計画的な対策の実施
・長期的には分流化、各戸での雨水貯留・浸透の推進等により、合流式下水道からの雨水の分離を推進。質の面も含めた雨水管理の一環として合流改善を位置づけ

②その他

・必要な技術開発を早急に推進
・関係機関、住民等との協力、連携による対策の推進

２．合流式下水道システムの把握

すべての合流式下水道の採用都市は、自らの合流式下水道システムの状況を十分に把握すべきであり、そのために必要な調査を実施する

・モニタリングによる実測データ収集（吐き口等の施設内、放流先の影響把握）
・シミュレーション・モデルによる推計の併用
・改善対策の実施可能性の検討　　等

３．改善目標と対策

①対象項目

以下の三つの観点から合流改善の当面の対策目標を設定して対策を実施。これらの対策は生態系の保全等にも資するものだが、今後の知見によっては必要な見直しを行う。

・汚濁負荷量削減　　処理区全体の目標･･･BOD、水域によっては COD,T-N,T-P
・公衆衛生の確保　　各吐き口等の目標･･･大腸菌群数(将来的にはクリプト等も)
・景観等の向上　　各吐き口等の目標･･･夾雑物対策

②重要影響水域の設定

・放流先の水利用、生態系等の状況から、雨天時越流の制御を優先的に行うべき水域を明示し、吐き口の廃止、移動、越流回数のより厳しい制限等の対策を実施。
・重要影響水域の要件を定める
（例えば吐き口等の下流一定距離内に水浴場、水道取水口が存在する場合など）

③当面の改善目標

○目標年次

・当面の対策の目標年次を原則１０年後とし、緊急改善対策の目標年次を５年後とする

○目標の設定

・対象項目とした三つの観点から改善目標を設定
・当面の改善目標の基本的考え方は次の通り
1) 汚濁負荷削減の観点からは、水質環境基準等の達成を目標。
（環境基準が達成された水域や未設定の水域には必要最小限の負荷削減目標を設定）
2) 公衆衛生確保の観点からは、放流先の利水状況を勘案して支障のないレベルまで越流を制御･･･吐き口の削減、遮集量増加等により越流回数を削減
3) 景観等向上の観点からは、原則としてすべての吐き口で夾雑物流出防止の為の措置を講ずる
4) 重要影響水域においては、より高い目標として、リスク軽減等の観点から影響が予想される吐き口等を極力廃止することを目標。
・緊急改善対策に関する目標の基本的考え方は次の通り
1) 重要影響水域では、水利用等に支障となる越流の防止、排出負荷量軽減の観点から、目標を前倒しで実施
2) その他の水域では、10 年間で目標を達成させるために必要な対策のうち、優先順位の高い対策を５年間で実施することとする。

④改善対策
○全ての合流式採用都市における改善計画の策定。
○目標に対応した対策の計画的推進（ハード・ソフト両面の対策で対応）
○各都市において対策の優先順位を明確化（改善すべき施設の優先度、費用対効果の高い対策を優先的に実施）
○合流区域における新規整備・改築の際の原則的考え方を明示
（例えば、事業計画区域の拡大の際には分流化を検討（特に面的開発区域における分流化）、分流化が困難な場合は一定の遮集・貯留能力等の確保を必須とすること、重要影響水域における吐き口等の新設・増設の制限　等）

４．住民等との協力・連携

○やむなく未処理放流（以下 CSO という）が行われる際の措置として、CSO による水環境への影響の調査・予測と、その結果の住民、関係機関等への情報提供
○合流式下水道による問題点、改善の必要性、住民等の協力についての普及啓発
○各戸での貯留・浸透の有効性（浸水対策としても有効）の周知とその普及促進

５．原則によりがたい都市等における留意事項

○緊急の対策着手が困難な都市（普及拡大が急務となっている都市等）に対する措置
○対象区域が広く、概ね 10 年間での目標達成が困難な処理区等における措置

６．基本方針の実効性の確保に向けた具体的方策

○合流改善対策に必要な技術の重点的開発
○各機関の適切な役割分担による対策の実施。必要な予算等の確保
○国の関係機関等の連携による恒常的な対策実施状況のフォローアップ
○CSO に関するモニタリング・データ、対策の成果の蓄積と、継続的な評価